

# 令和6年度 旭川市奨学金 貸付申込みのご案内

～高校・大学・専門学校等へ通う方（奨学生）に、  
修学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・  
令和5年12月15日（金）  
～令和6年1月31日（水）

土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎3階東  
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）  
電話 25-9107（直通）

# 令和6年度 旭川市奨学生募集要項

## 1 応募資格等

次の条件を満たす方

- ・保護者の住所が旭川市である（奨学生は旭川市以外の市町村在住でも可）
- ・修学に必要な資金の調達が困難である
- ・品行方正である
- ・他の同種の奨学金制度を利用しない

## 2 貸付額（無利子でお貸しします）

	区分	国公立	私立
高校等	高校，高専（1～3年）， 高等専修学校（准看・中卒）等	月額7,000円 (年額84,000円)	月額11,000円 (年額132,000円)
大学等	大学，短大， 専門学校（修業年限2年以上）， 高専（4～5年生） 高等専修学校（准看・高卒）等	月額24,000円 (年額288,000円)	月額33,000円 (年額396,000円)

※大学院，通信制学校，1年制の専門学校等は対象になりません。

## 3 奨学金の交付について

6か月分を年2回に分けて，申請者（奨学生）の口座へ入金いたします。

貸付時期：4月下旬から5月連休明け及び9月中

## 4 返還について

卒業した年もしくは卒業の翌年の4月から10年以内で返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【返還例：10年間月賦払い（120回払）の場合】

区分	貸付額	返還額
高校（私立） 3年間貸付けを受けた場合	396,000円	月額3,300円
大学（私立） 4年間貸付けを受けた場合	1,584,000円	月額13,200円

## 5 お申し込み

### (1) 受付期間

令和5年12月15日(金) ～ 令和6年1月31日(水)  
受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除きます。

### (2) 申し込み方法

子育て助成課(旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階)の窓口へご持参ください  
(持参以外は受付できません。)

### (3) 申し込みに必要なもの(提出書類)

#### ①奨学金貸付申請書

- ・申請書氏名は貸付けを受ける本人(奨学生)が署名してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が2名必要です(1名は保護者)。こちらも、それぞれの連帯保証人本人が署名してください。

《保護者以外の連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》

ア) 北海道内に住所のある方

※後日、住民票(本籍が記載され、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)を提出いただきます。

イ) 独立の生計を営む方

※住民登録地が同一の場合は、別生計の証明が必要です。

ウ) 貸付金返還の責任を負うことができる方

※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の返還義務を負うことになるため、保証能力のない方は連帯保証人にはなりません。

#### ②同一生計の方全員の収入状況を証明するもの(令和4年1月～12月のもの)

- ・源泉徴収票の写し
- ・確定申告書の写し

※上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書

#### ③申請者(奨学生)と生計を一にする者全員の住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄が記載され、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの

※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

## 6 申請後の手続きについて

合格通知書の写し（在学中の方は在学証明書）を提出していただきます  
（提出期限などの詳細は、申請書類を提出される時にご案内します）。

（4月上旬）貸付けが決定した方に、決定通知書と提出書類（借用証書など）の案内をお送りします。内容をご確認のうえ、期日までに書類を提出してください。  
※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止することがありますので、送付された書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

（4月下旬から5月連休明け）1回目の貸付金交付を行います。  
※貸付決定とならなかった方には「補欠のお知らせ」により、その後の手続きについてご案内しますので確認してください。  
※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要ですので、必ずご連絡ください。

## 7 次年度以降の貸付手続きについて

貸付けを受けられた方には毎年2月に継続貸付けの案内をお送りします。  
継続貸付希望の有無にかかわらず所定の手続きが必要ですので、ご確認ください。

## 8 貸付けの停止、廃止

奨学生が次の事項に該当した場合は、貸付けを停止又は廃止することがありますので、必ず担当へご連絡ください。

- （1）正当な理由なく休学し、又は退学したとき。
- （2）操行が著しく不良となったとき。
- （3）傷病その他の事由により、成業の見込みがないとき。
- （4）他の奨学金の貸付けを受けたとき。
- （5）奨学生の保護者が市外へ転出したとき。

## 9 返還の猶予又は免除

奨学生が次の事項に該当した場合は、奨学金の返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

- （1）進学したとき。
- （2）疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が困難であるとき。
- （3）死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- （4）心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～ ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください ～

**旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）**

**25-9107（直通）**